

改正

平成16年12月17日条例第15号

平成20年6月20日条例第16号

平成21年3月13日条例第7号

平成22年3月8日条例第6号

平成24年3月23日条例第4号

中島村子ども医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、もって子どもの保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付及び療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に規定する病院、診療所若しくは薬局等をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例において、医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、中島村に住所を有する子どもの保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者は、この限りではない。

2 医療保険各法に規定する医療保険に加入していること。

（助成）

第4条 村長は、子どもに係る疾病又は負傷について、対象者が保険給付を受けた場合に支払うべき一部負担金の額（附加給付があった場合は、当該附加給付の額を控除した額）を限度として助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について他の法律の公費負担がある場合は、この限りではない。

2 対象者が医療保険各法に規定する高額療養費の支給を受けることができる場合は、規則で定めるところにより算定した額をもって前項に規定する対象者の一部負担金の額とするものとする。

3 中島村国民健康保険条例（昭和46年中島村条例第17号）第6条の規定の適用を受けた対象者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

（助成の方法）

第5条 前条第1項本文の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定による助成が受けられない場合は、対象者に支払うことによつて行う。

（他助成事業との調整）

第6条 中島村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年中島村条例第12号）により支給される額を控除する。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 子ども医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（第三者行為による助成金の返還）

第8条 村長は、子どもが第三者の行為により疾病又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として助成した金額の返還を求めることができる。

（不正行為による助成金の返還）

第9条 村長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。
(中島村幼児医療費支給条例の廃止)
- 2 中島村幼児医療費支給条例（平成4年中島村条例第8号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 平成13年4月1日前に行われた乳幼児の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月17日条例第15号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年3月12日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成21年3月13日条例第7号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。
- 2 平成21年4月1日前に行われた乳幼児の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月8日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成22年4月1日前に行われた乳幼児等の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日前に行われた療養の給付に係る一部負担金の割合については、なお従前の例による。

改正

平成16年12月17日規則第10号

平成20年5月15日規則第8号

平成21年3月16日規則第2号

平成22年3月17日規則第1号

平成25年2月4日規則第2号

平成28年3月31日規則第10号

中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中島村子ども医療費助成に関する条例（平成13年中島村条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の登録)

第2条 条例第4条の規定により、子ども医療費の助成を受けようとする者は、子ども医療費受給資格登録申請書（第1号様式）に所得額及び市町村税額を確認できる書類を添付して村長に提出し、子ども医療費の受給資格の登録を受けなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を、村長が公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(受給資格証の交付)

第3条 村長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請者に受給資格があると認められるときは、子ども医療費受給資格証（第2号様式。以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

(受給資格証の提示)

第4条 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、子どもが医療を受ける際は、保険医療機関等に対し受給資格証を提示しなければならない。

(助成の請求等)

第5条 条例第4条第1項の規定により保険医療機関等が一部負担金の額を請求しようとするときは、子ども医療費請求書（第7号様式）に子ども医療費連記式明細書（第7号の2様式）を添えて、村長に提出しなければならない。

2 受給資格者が条例第4条第2項の規定により、助成を受けようとするときは、保険医療機関等

から保険診療の証明を受けた子ども医療費助成申請書（第3号様式）を、村長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて村長に申請しなければならない。

(1) 医療保険各法（条例第2条第3項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による高額療養費が支給される場合、高額療養費支給決定通知書又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類

(2) 医療保険各法の規定による高額療養費が支給されない場合で、一部負担金（条例第2条第5項に規定する一部負担金をいう。以下同じ。）が21千円以上である場合、高額療養費支給に関する申立書（第3号の2様式）

（高額療養費支給に係る助成）

第6条 条例第4条第2項に規定する額は、次の算式により算定した額とする。

（助成の決定通知）

第7条 村長は、第5条の申請があった場合、その内容を審査し、助成する額を決定し、子ども医療費助成決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（届出の義務）

第8条 受給資格者は、第2条に規定する申請書に記載された事項について変更があったときは、速やかにその旨を子ども医療費受給資格内容等変更届（第5号様式）により、村長に届出なければならない。

（受給資格証の再交付）

第9条 受給資格証を亡失し、又はき損したことにより再交付を受けようとする受給資格者は、子ども医療費受給資格証再交付申請書（第6号様式）を村長に提出しなければならない。

（受給資格証の返還）

第10条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を村長に返還しなければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

(中島村乳児医療費助成に関する規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 中島村乳児医療費助成に関する規則(昭和49年中島村規則第1号)

(2) 中島村幼児医療費支給に関する規則(平成4年中島村規則第6号)

附 則(平成16年12月17日規則第10号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成20年5月15日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月16日規則第2号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

- 2 平成21年4月1日前に行われた乳幼児の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行後、残存する従前の様式による帳票類については、当分の間必要な調整を加えて使用できるものとする。

附 則(平成22年3月17日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年4月1日前に行われた乳幼児等の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月4日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第5条関係)

第3号の2様式(第5条関係)

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第5条関係）

第7号の2様式（第5条関係）